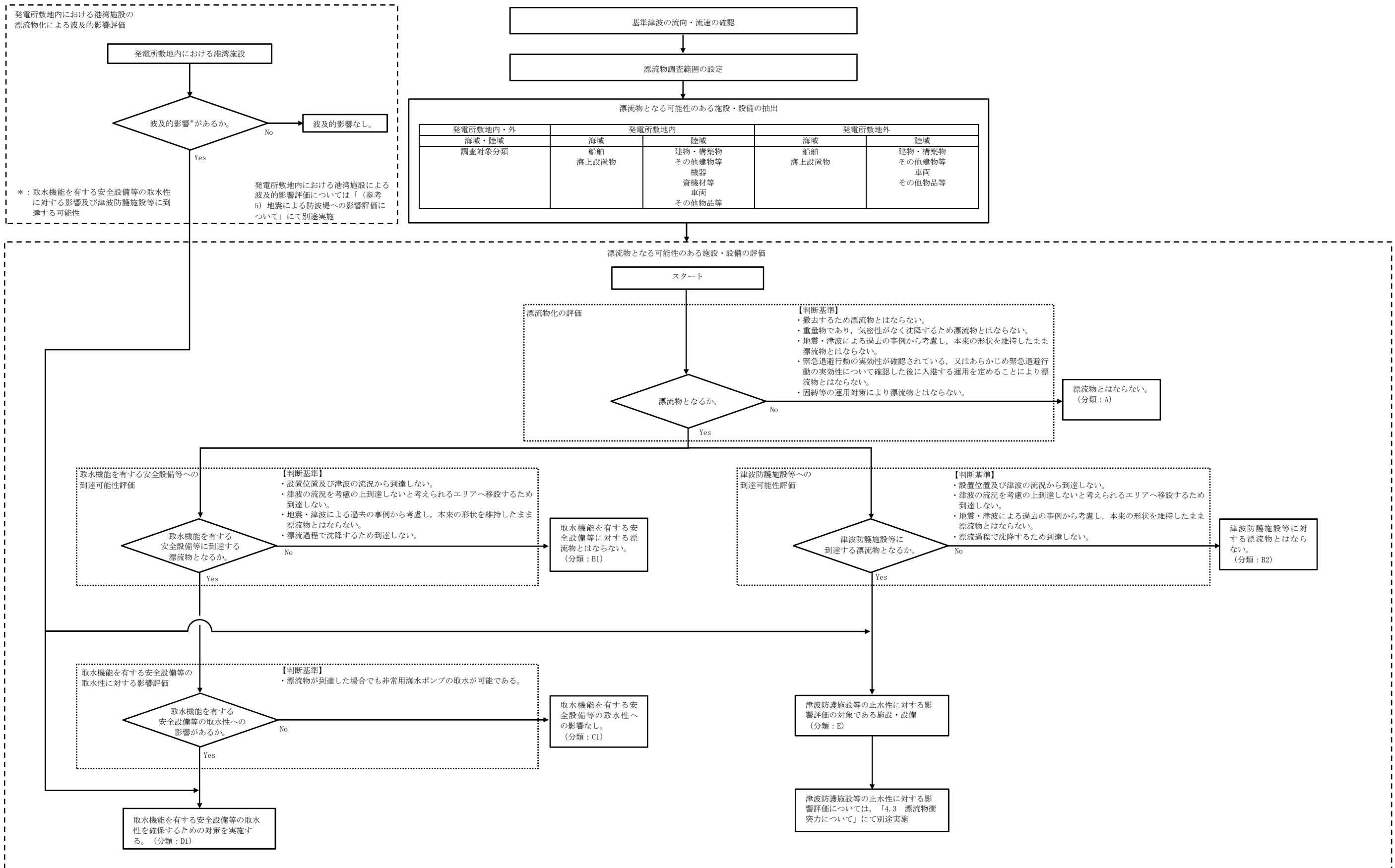


漂流物評価フローの案について



津波防護施設等：津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備を示す。
 取水機能を有する安全設備等：海水取水機能を有する非常用海水ポンプ、非常用海水配管等を示す。

図 4.2-1 漂流物評価フロー

表 4.2-3 漂流物検討対象選定結果一覧表 発電所敷地内分 (4/16)

番号	分類	名称	場所	数量	状態	主要構造 (形状) / 材質	寸法	重量	評価	分類※
陸15	建物類等	カーテンウォール	敷地内	1	設置	鉄筋 コンクリート造 (鋼材支柱)	—	—	<p>取水機能を有する安全設備等の取水性</p> <ul style="list-style-type: none"> 取水口前面にコンクリート部材等が堆積するが、取水口を完全に閉塞させることはないため、非常用海水ポンプの取水性に影響はない。 <p>津波防護施設等の止水性</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波防護施設等に対する漂流物となる可能性が否定できない施設・設備であることから、津波防護施設等の止水性に対する影響評価に考慮する。 	C1 E
陸16	建物類等	メンテナンスセンター	敷地内	1	設置	鉄骨造	34 m×19 m×11 m	—	<p><本体></p> <ul style="list-style-type: none"> 地震又は津波の波力により部分的に損壊するおそれがあるが、建物の形状を維持したまま漂流物となることはないと考えられる。 	<本体> A
陸17	建物類等	輸送本部建屋	敷地内	1	設置	鉄骨造	22 m×13 m×7 m	—	<p><外装板等></p> <p>取水機能を有する安全設備等の取水性</p> <ul style="list-style-type: none"> 外装板等が取水口へ到達するおそれがあるが、取水口を完全に閉塞させることはないため、非常用海水ポンプの取水性に影響はない。 	<外装板等> C1
陸18	建物類等	輸送本部倉庫	敷地内	1	設置	鉄骨造	12 m×8 m×4 m	—	<p>津波防護施設等の止水性</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波防護施設等に対する漂流物となる可能性が否定できない施設・設備であることから、津波防護施設等の止水性に対する影響評価に考慮する。 	E

4.2-34

図 4.2-1 に示す分類 (取水機能を有する安全設備等の取水性に対する影響評価)

分類 A : 漂流物とはならない。

分類 B1 : 取水機能を有する安全設備等に対する漂流物とはならない。

分類 C1 : 取水機能を有する安全設備等の取水性への影響なし。

分類 D1 : 取水機能を有する安全設備等の取水性を確保するための対策を実施する。

図 4.2-1 に示す分類 (津波防護施設等の止水性に対する影響評価)

分類 A : 漂流物とはならない。

分類 B2 : 津波防護施設等に対する漂流物とはならない。

分類 E : 津波防護施設等の止水性に対する影響評価の対象である施設・設備